

(目的)

第1 東京都は、気候変動に伴う風水害リスクの増大に対して将来に向けた更なる安全・安心を確保していくため、都の河川施設整備の方針として、令和5年12月に今後目指すべき整備目標や整備手法などを取りまとめた「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定した。

この方針を踏まえ、環状七号線地下河川（仮称）（以下「地下河川」という）について、最適な基本構造等の検討の参考として専門的な意見を聴取するため、「環七地下河川計画検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 地下河川の基本構造に関する事項
- (2) 地下河川の水理に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3 検討委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第4 検討委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会の議事を主宰する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、検討委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し、補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(オンラインによる検討委員会)

第6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な検討委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した検討委員会を開催することができる。

(検討委員会等の公開)

第7 検討委員会並びに議事要旨及び検討委員会に係る資料（以下「検討委員会等」という。）は原則として公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、検討委員会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8 検討委員会の事務局は東京都建設局河川部計画課に置き、その事務は事務局が処理するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討委員会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討委員会で定める。

附則

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。

令和8年6月17日 一部改正

【環七地下河川計画検討委員会】

委員名簿（敬称略、五十音順）

氏 名	専門分野	所 属
朝日 ちさと	環境経済	東京都立大学都市環境学部 教授
小堀 洋美	生態学	東京都市大学環境学部 客員教授・名誉教授
知花 武佳	河川工学	政策研究大学院大学 教授
土屋 十圀	環境水理	前橋工科大学 名誉教授
平林 由希子	水文学	芝浦工業大学工学部 教授
山田 正	河川水理・水質	中央大学研究開発機構 専任研究員（機構教授）